

高齢者肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌とは、肺炎などの原因となる病原菌です。とくに、高齢者は免疫力の低下に伴い肺炎にかかりやすく重症化しやすいといわれています。町では費用の一部を助成しています。

- 定期接種対象者** 下仁田町に住所を有し、過去に肺炎球菌（23価）未接種者で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（平成28年度末日）
①60歳～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全機能障害を有する方で身体障害者手帳1級程度の方
- 接種費用** 自己負担 2,000円 ※生活保護世帯の人は無料になります。
- 期間** 平成29年3月31日まで
- 持ち物** 健康保険証（年齢、住所を確認するために必要）
- 接種方法** 接種を希望される方は、予診票を受取りに保健センターまでお越しください。指定医療機関にて（予診票配布時にお知らせします。）接種になります。
- 注意事項** 一度でも任意接種で行った方は、対象外になりますのでご注意ください。
肺炎にかかった方でもワクチンの型（ポリサッカライド）のすべてに罹患したと見なせない
ので、対象になります。

問合せ先 保健環境課 保健推進係（保健センター内） ☎82-5490

～任意接種も継続して行います～

定期接種対象外の方で

①65歳以上の方

②今までに一度も受けていない方

が対象になります。

※保健センターまで、印鑑と健康保険証を持参して、申請にお越しください。

接種当日は、接種費用2,000円がかかります。

問合せ先 保健環境課 保健推進係（保健センター内） ☎82-5490



シリーズ「お元気ですか」(健康しもにた21)

未成年者の喫煙について

子どもの頃は、誰もタバコを吸っていません。吸っていなくても、吸っていないからこそ喫煙欲求でイライラすることはありません。

また、初めてタバコを吸った時に咳き込んだり、苦くてマズイ体験をしますが、これが本来のタバコへの反応です。タバコに含まれる200種類以上の有害物質を体が拒絶するのです。しかし、吸い続けているうちに、ニコチン依存症となりタバコをやめられなくなります。

ですから、最も大切なことは、タバコを吸い始めないことです。

未成年者の喫煙は、「未成年者喫煙禁止法」で禁止されています。喫煙開始年齢が低いほど病気になりやすく、また、短期間でニコチン依存症に陥り、禁煙が困難になるという問題もあり、早く禁煙をする必要があります。

〈未成年者の喫煙の健康影響〉

- | | | |
|---------------------|------------------|----------------------|
| ○身長伸びが止まる | ○運動能力の極端な低下 | ○免疫機能低下による風邪・インフルエンザ |
| ○各種のがん | ○気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患 | ○動脈硬化 |
| ○脳細胞障害（行動異常や知能指数低下） | | ○喫煙から他の禁止薬物の使用 |

保護者や家族が喫煙者の場合、受動喫煙の害にも注意が必要です。喫煙マナーは家庭内でも守りましょう。

問合せ先 保健環境課 保健予防係（保健センター） ☎82-5490

介護保険係からのお知らせ

(1) 介護保険負担割合証

介護サービス費負担割合区分

所得要件 (所得は、個人町・県民税で用いる前年所得により判定)		自己負担割合
合計所得が160万円未満の人		1割
合計所得 金額 160万円 以上の人	同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額 1人世帯：280万円未満 2人以上世帯：346万円未満	1割
	上記以外の人	2割

※事業対象者・要支援・要介護認定を受けた人全員に、利用者の負担割合を記載した介護保険負担割合証を発行します(7月中旬発送予定)。

※介護保険サービスを利用されている方は負担割合証が届きましたら居宅介護支援事業所または、入所施設へ提出されますようお願いいたします。

負担割合証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までです。

(2) 介護保険負担限度額認定証

平成28年度の町県民税非課税世帯に該当し、施設利用者(介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設)のうち、配偶者及び同居家族が町県民税課税者の場合や、預貯金などが一定額(単身者1千万円、夫婦2千万円)を超える場合は補助が受けられません(住民票を別にしていても配偶者の所得は勘案されます)。補助を受けるには、負担限度額認定申請が必要です。負担限度額認定申請書に、通帳の写し、金融機関などへの預貯金照会の同意書を添付して申請してください。

今回の判定から非課税年金収入についても所得として勘案されます。

なお、受け取った「負担限度額認定証」を施設に提出しなければ減額されませんので、忘れずに施設へ提出してください。

新しい負担限度額認定申請の認定証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までです。

問合せ先 健康課 介護保険係 ☎64-8802 (直通)

地域密着型サービス事業者(グループホーム)を募集します

町では「第6期(平成27年～29年度)下仁田町老人福祉計画及び下仁田町介護保険計画」に基づき、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めており、平成29年度は下記の施設を整備する予定です。

そこで、下記の事業所を開設したい法人は、受付期間内に公募申請書の提出をお願いいたします。

1	資 格	介護保険法に基づくサービスを提供できる法人
2	施設種類及び 施設数	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 1施設1ユニット：定員9名
3	施設建設期間	平成29年度中に施設建設を完了(平成30年度から速やかにサービス提供を実施)
4	施設建設場所等	(1) 土砂災害危険箇所等は除きます (2) 文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地内の場合は、試掘調等が必要となりますので事前にご相談ください。 (3) 農地関係法の規制地域(農振地域等)でないことを原則とします。ただし、規制地域に開設を計画する場合は、事前にご相談ください (4) その他(募集要項にてご確認ください)
5	申請書受付期間	8月1日(月)～8月19日(金)まで ※土・日曜、祝日は除き、午前8時30分から午後4時30分まで
6	審査・選定方法	書類審査、現地確認、ヒアリング後に、選定委員会において審議選定し町が決定します
<p>■詳細な条件等については、応募要項をご用意しておりますので担当課までお問い合わせください。</p> <p>問合せ先 健康課介護保険係 ☎64-8802 (直通)</p>		

介護予防普及啓発事業

出かけてみませんか「かぶらの里なでしこキャラバン」

介護施設の職員等が地域に出向き、65歳以上のすべての人（元気な方）を対象に、介護予防の基本的な講座、筋力アップや転倒予防の運動などを行う「かぶらの里なでしこキャラバン」を実施しています。一緒にお茶を飲んだり、おしゃべりしたり、気軽に参加していただけるキャラバン事業です。

小坂地区を皮切りに、以後、町内各地を巡回します。

巡回時間 午前10時から12時

対象者 65歳以上の方ならどなたでも参加できます。直接会場へおこしてください。

問合せ先 特別養護老人ホームかぶらの里 ☎82-0222

日程

内 容	会場別日程	
	小坂13区公会堂	上小坂集会所
口腔ケアの重要性と効果について	7月 6日	7月13日
バランスの良い食事で健康管理	7月20日	7月27日
認知症の理解と自己診断テスト	8月 3日	8月10日
脳トレゲームで脳を活性化	8月24日	8月31日
生活機能向上リハビリ	9月 7日	9月14日
ウォーキングで体力づくり	9月21日	9月28日

介護予防講演会のお知らせ

病気と介護を遠ざける日常生活のおくり方

～中之条町の研究成果から～

中之条町民を対象に行った日常生活の活動量研究の成果は、健康維持、病気の予防、健康寿命延伸のため、効果を発揮しています。

テレビ出演も多数している先生の貴重な講演です。『これならできる!!』と納得できるはず。直接会場へお出掛けください。



日 時：7月13日（水）13：00～15：00

場 所：下仁田町文化ホール

講 師：東京都健康長寿医療センター研究所
老化制御研究チーム副部長運動科学研究室長
青柳幸利 博士

問合せ先：健康課高齢対策係 ☎64-8804



下仁田町委託事業

家族支援 介護者の集い『ちょっとひといきサロン』のご案内

平成28年4月より介護をしている家族の方の相談や情報交換、ほっとする気分転換の場としてスタートしました。

1人で悩まず、サロンに参加する事で、解決方法を見つけていきませんか？

日 時 8月号広報にてお知らせいたします

会 場 老人デイサービスセンター山王

講 師 同 職員

内 容 介護保険制度の説明、交流と情報交換、先輩介護者の経験談

対象者 65歳以上の方の介護を行っている介護者または介護を行っていた方

定 員 30名

申込み 直接老人デイサービスセンター山王☎67-5868へお申し込みください。

※送迎希望の方は、下仁田駅または保健センター前バス停から送迎いたしますので、お申込みの際にお伝えください。

申込み・問合せ先 老人デイサービスセンター山王 ☎67-5868

コメリ様隣の
建物です!!